

第12回定期総会議事録	
1、日時	平成30年12月27日(木)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員8名(國分、前田、橋本、宮瀬、黒土、奥、今井、武本)
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉、後藤
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	2番高倉委員、10番小野委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、2番高倉委員、10番小野委員にお願いします。
議案審議 議第1号 議長	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 1番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	1番議案朗読
議長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番について橋本委員に調査報告をお願いします。

1 番 (橋本)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作ということです。審議をお願いします。
議 長	1 番について橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。では 2 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	2 番議案朗読
議 長	2 番について植山委員に調査報告をお願いします。
5 番 (植山)	2 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議の程お願い致します。
議 長	2 番について、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 2 番は許可と致します。では、3 から 5 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	3 から 5 番議案朗読
議 長	3 から 5 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番 (田畑)	3 から 5 番について報告します。3 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定となっています。4、5 番について、一括報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は中間管理機構を通した 3 条申請となっています。審議の程お願い致します。

議 長	3 から 5 番について、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 3、4、5 番は許可と致します。それでは、6 番 7 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	6 番 7 番議案朗読
議 長	6 番 7 番について石川委員に調査報告をお願いします。
8 番 (石川)	6 番 7 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議の程お願い致します。
議 長	6 番 7 番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 6 番 7 番は許可と致します。それでは、8 番から 10 番まで議案の説明を事務局お願いします。
事務局(高倉)	8 から 10 番議案朗読
議 長	8 から 10 番について田上委員に調査報告をお願いします。
9 番 (田上)	8 から 10 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。8 番は、解約後は 3 条申請です。9 番 10 番は、利用権設定です。審議の程お願い致します。
議 長	8 から 10 番について、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 8 から 10 番は許可と致します。それでは、11 番議案の説明を事務局お願いします。
事務局(高倉)	11 番議案朗読
議 長	11 番について長尾委員に調査報告をお願いします。
14 番 (長尾)	11 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議の程お願い致します。
議 長	11 番について、長尾委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 11 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号	農用地利用集積計画 (案) について
議 長	議第 2 号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当者、説明をお願いします。議事参与により、坪根委員は退出をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長	只今説明のありました平成 30 年 (12 月分) 農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年 (12 月分) 農用地利用集積計画 (案) の利用権設定については承認と致します。坪根委員は、入室をお願いします。

議 長	議第 2 号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について 議事参与により、私（中原会長）は退出します。
12 番（百停）	議長に代わって進めます。議第 2 号農地利用集積計画(案)の所有権移転 について、農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 （藤中）	（農政振興課 担当 説明）
12 番（百停）	只今説明のありました平成 30 年（12 月分）農用地利用集積計画（案） の所有権移転について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	（異議なし）
12 番（百停）	ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年（12 月分）農用地利用集積 計画（案）の所有権移転については承認と致します。中原会長は、入室 をお願いします。
議案審議	
議第 3 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件につ いて事務局は 1 番をお願いします。
事務局(高倉)	1 番を朗読
議 長	議第 3 号 1 番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4 番（義経）	（1 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思わ れます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 1 番については義経委員の調査報告のとおりですが、質疑等は ありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 1 番については許可と致します。続きまして 2 番から 4 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	2 番から 4 番を朗読
議 長	議第 3 号 2 番から 4 番についての調査報告を植山委員にお願いします。
5 番 (植山)	(2 番から 4 番の現地について説明) 2 番は贈与です。3 番 4 番は、売買です。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 2 番から 4 番については、植山委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 2 番から 4 番は許可と致します。続きまして 5 番から 7 番を事務局お願いします。議事参与により、黒土推進委員は退出をお願いします。
事務局(高倉)	5 番から 7 番を朗読
議 長	議第 3 号 5 番から 7 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(5 番から 7 番の現地について説明) 5 番から 7 番まで一括して報告します。譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われます。
議 長	議第 3 号 5 番から 7 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 5 番から 7 番は許可と致します。黒土推進委員は、入室をお願いします。続きまして 8 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	8 番を朗読
議 長	議第 3 号 8 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(8 番の現地について説明) 贈与です。農地も適正に管理されており、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 8 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 8 番は許可と致します。続きまして 9 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	9 番を朗読
議 長	議第 3 号 9 番についての調査報告を石川委員にお願いします。
8 番(石川)	(9 番の現地について説明) 売買です。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 9 番については石川委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 9 番については許可と致します。続きまして 10 番を事務局お願いします。

事務局(高倉)	10 番を朗読
議 長	議第 3 号 10 番についての調査報告を田上委員にお願いします。
9 番 (田上)	(10 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。 審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 10 番については、田上委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 10 番は許可と致します。続きまして 11 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	11 番を朗読
議 長	議第 3 号 11 番についての調査報告を玉麻委員にお願いします。
13 番(玉麻)	(11 番の現地について説明) 農地と山を交換するとのこと。譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 11 番については、玉麻委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 11 番は許可と致します。続きまして 12 番 13 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	12 番 13 番を朗読

議 長	議第 3 号 12 番 13 番についての調査報告を長尾委員にお願いします。
14 番 (長尾)	(12 番 13 番の現地について説明) 農地として管理されており、譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 12 番 13 番については、長尾委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 12 番 13 番は許可と致します。続きまして 14 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	14 番を朗読
議 長	議第 3 号 14 番についての調査報告を村上委員にお願いします。
15 番 (村上)	(14 番の現地について説明) 双方確認の結果、所有権移転で間違いありません。譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 14 番については、村上委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 14 番は許可と致します。
議案審議 議第 4 号	
議 長	議第 4 号の農地転用事業計画変更の申請について 1 番を事務局お願いします。議事参与のため、橋本委員は退出をお願いします。
事務局(中春)	1 番を朗読

議 長	議第 4 号 1 番についての調査報告を國分推進委員にお願いします。
國分推進委員	(1 番の現地について説明) 宅地分譲用地を造成とのこと。雑排水については、公共下水道です。雨水については、市道の側溝に流すとのこと。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 1 番については、國分推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 1 番は許可相当とし、県に進達します。橋本委員入室をお願いします。
議案審議 議第 5 号	
議 長	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について それでは 1 番を事務局お願いします。
事務局(中春)	1 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番についての調査報告を坪根委員にお願いします。
3 番 (坪根)	(1 番の現地について説明) 駐車場と物干し場で利用しています。無断転用で始末書がついていません。審議お願い致します。
議 長	議第 5 号 1 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 5 号 1 番は許可相当とし、県に進達します。

議案審議 議第 6 号 議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議事参与のため、橋本委員退出をお願いします。それでは 1 番を事務局お願いします。
事務局（中春） 議 長	1 番を朗読 議第 6 号 1 番についての調査報告を國分推進委員にお願いします。
國分推進委員 議 長	(1 番現地について説明) 転用目的は貸店舗及び宅地分譲用地です。排水は公共下水へ、雨水排水につきましては隣接する私道に放流です。以上審議をお願いします。
全委員 議 長	議第 6 号 1 番については、國分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。では次に 2 番 3 番を事務局お願いします。
事務局（中春） 議 長	2 番 3 番を朗読 議第 6 号 2 番 3 番についての調査報告を國分推進委員お願いします。
國分推進委員 議 長	(2 番 3 番現地について説明) 2 番の転用目的は、賃貸共同用住宅です。3 番の転用目的は、宅地分譲用地です。排水については、公共下水道と隣接する道路の側溝に流すとのことです。以上審議をお願いします。
全委員 議 長	議第 6 号 2 番 3 番については、國分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 2 番 3 番については許可相当とし、県に進達致します。では 4 番を事務局お願いします。
事務局（中春）	4 番を朗読
議 長	議第 6 号 4 番についての調査報告を前田推進委員お願いします。
前田推進委員	<p>（4 番現地について説明）</p> <p>転用目的は宅地分譲用地です。排水については、公共下水が整備されています。雨水は、申請地の西側の水路に放流します。境界等の確認もできております。周辺は宅地になっております。特に問題ないと思われまます。審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	議第 6 号 4 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 4 番については許可相当とし、県に進達致します。議事参与のため、橋本委員は退出をお願いします。それでは、5 番を事務局お願いします。
事務局（中春）	5 番を朗読
議 長	議第 6 号 5 番についての調査報告を橋本推進委員お願いします。
橋本推進委員	<p>（5 番現地について説明）</p> <p>5 番の転用目的は宅地分譲用地です。隣地の承諾も得ており、境界の確認もとれております。下水、雨水については、浄化槽を設置し前の道路の側溝に流します。特に問題ないと思われまます。審議をお願いします。</p>
議 長	議第 6 号 5 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 5 番については許可相当とし、県に進達致します。それでは、6 番事務局お願いします。
事務局 (中春)	6 番を朗読
議 長	議第 6 号 6 番についての調査報告を高倉委員お願いします。
2 番 (高倉)	(6 番現地について説明) 転用の目的は、個人住宅用地として親子関係にある者が使用貸借権設定の上、農地造成を行います。現況の境界が明確化されており、雑排水は、合併浄化槽、隣接する水路に放流します。造成に伴う水路と土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすことはないと判断しております。審議をお願いします。
議 長	議第 6 号 6 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 6 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員、入室をお願いします。それでは 7 番事務局お願いします。
事務局 (中春)	7 番を朗読
議 長	議第 6 号 7 番についての調査報告を坪根委員お願いします。
3 番 (坪根)	(7 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。排水は合併浄化槽を作り、隣接した水路に流します。特に問題ないと思われますので審議をお願いします。
議 長	議第 6 号 7 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 7 番については許可相当とし、県に進達致します。議事参与のため、橋本委員は、退出をお願いします。それでは、8 番事務局をお願いします。
事務局 (中春)	8 番を朗読
議 長	議第 6 号 8 番についての調査報告を高倉委員をお願いします。
2 番 (高倉)	(8 番現地について説明) 転用の目的は、宅地分譲用地として農地造成を行います。現況の境界も明確化されており、雨水排水は、全面の水路へ、雑排水は、公共下水へ放流することになっております。特に問題ないと思われま。審議をお願いします。
議 長	議第 6 号 8 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 8 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は、入室をお願いします。それでは 9 番 10 番を事務局をお願いします。
事務局 (中春)	9 番 10 番を朗読
議 長	議第 6 号 9 番 10 番についての調査報告を坪根委員をお願いします。
3 番 (坪根)	(9 番 10 番現地について説明) 9 番について報告します。転用目的は宅地分譲用地です。雨水排水については、前面の水路へ、雨水については、公共下水の方へ接続となっております。10 番について報告します。進入路の贈与です。特に問題ないと思われま。審議をお願いします。

議 長	議第6号9番10番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第6号9番10番については許可相当とし、県に進達致します。それでは11番12番を事務局お願いします。
事務局(中春)	11番12番を朗読
議 長	議第6号11番12番についての調査報告を田畑委員お願いします。
6番(田畑)	(11番12番現地について説明) 11番について報告します。転用目的は建売分譲用地です。汚水雑排水については、浄化槽を設置し、隣接する水路に放流します。雨水は、側溝に集積し、隣接する水路に放流します。12番について報告します。転用目的は、一般用住宅用地です。汚水雑排水は、浄化槽を設置し、隣接する水路に放流します。雨水も同様です。どちらも境界確認ができており、特に問題ないと思われますので審議をお願いします。
議 長	議第6号11番12番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第6号11番12番については許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第7号	
議 長	非農地証明願に関する件について。 3番から先にいきます。議事参与のため、玉麻委員は、退出をお願いします。それでは事務局お願いします。

事務局（高倉）	3 番を朗読
議 長	議第 7 号 3 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありますか。
議 長	ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、3 番については、当委員会は承認と致します。玉麻委員の入室をお願いします。それでは、1 番 2 番 4 番について事務局説明をお願いします。
事務局（高倉）	1 番 2 番 4 番を朗読
議 長	議第 7 号 1 番 2 番 4 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号非農地証明願に関する件について、1 番から 4 番を適当とし、証明を発行致します
議案審議 議第 8 号	
議 長	議第 8 号その他について事務局よりお願いします。
福永局長	議第 8 号 （別紙議案のとおり）

<p>議 長</p>	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 11 番については許可と致します。</p> <p>議第 2 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 14 番については許可と致します。</p> <p>議第 4 号農地転用事業計画変更の申請に関する件について 1 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 12 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 7 号非農地証明願に関する件について 1 番から 4 番については承認と致します。</p> <p>以上を持ちまして、平成 30 年第 12 回定期総会を閉会します。 （終 午前 10 時 30 分）</p>
------------	--